11月1日から児童扶養手当の制度が一部改正されます

児童扶養手当法の一部改正に伴い、令和6年11月以降の請求者の所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。所得制限が緩和されますので、所得制限超過等により手続きをされていない方は、ぜひ手続きをするようにしてください。

■11月以降の請求者の所得限度額が緩和されます

扶養親族等の人数	全部支給（年収額/所得額）	一部支給（年収額/所得額）
0	1,420,000円 / 690,000円	3,343,000円 / 2,080,000円
1	1,900,000円 / 1,070,000円	3,850,000円 / 2,460,000円
2	2,443,000円 / 1,450,000円	4,325,000円 / 2,840,000円
3	2,986,000円 / 1,830,000円	4,800,000円 / 3,220,000円
4	3,529,000円 / 2,210,000円	5,275,000円 / 3,600,000円
5	4,013,000円 / 2,590,000円	5,750,000円 / 3,980,000円

■11月以降の第3子加算額が引き上げられ、第2子加算額と同様となります

対象	全部支給	一部支給
第1子	45,500円	45,490円 ～ 10,740円
第2子以降の加算額	10,750円	10,740円 ～ 5,380円

問 町こども子育て課　こども家庭班　☎0187(84)4904

令和7年度新規に入園を希望される皆さんへ

認定こども園の入園説明会を開催します

参加をご希望の方は、必ず事前に各園にお申し込みください。

産休・育休明けで年度途中からの入園を希望する方もご参加ください。

対　象◆満3歳以上の児童：1号認定（幼稚園）
2号認定（保育園）
満3歳未満の児童：3号認定（保育園）

※年齢は令和7年4月1日時点です。

※保育（2号または3号認定）を受けるための要件は次のとおりです。
①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の病気・障がい ④同居親族の介護・看護 ⑤求職活動 ⑥就学・職業訓練 ⑦虐待やDVのおそれ

内　容◆・園での生活に関する説明
・入園申込に必要な書類の配布

注意事項

- 当日は各園玄関での手指消毒等、基本的な感染症対策へご協力をお願いします。
- 体調不良の方は参加を控えてください。
- 都合がつかず参加できない場合は、説明会以降に各園または町こども子育て課で資料を受け取ることができます。町ホームページにも掲載します。
- 令和7年度入園申込の第1次締切は**12月6日㈮**です。

対象地区	日時	会場	駐車場	申込先
千畑	11月25日㈪　午後1時30分～	千畑なかよし園	千畑なかよし園駐車場・美郷町役場駐車場	☎0187(85)3115
六郷	11月19日㈫　午後1時30分～	六郷わくわく園	六郷わくわく園駐車場	☎0187(84)0023
仙南	11月21日㈭　午後1時30分～	仙南すこやか園	美郷町総合体育館リリオス駐車場	☎0187(83)2100

問 町こども子育て課　子育て支援班　☎0187(84)4904

美郷町公式LINE お友達を募集中です！

町公式LINEでは、町政情報をはじめ、災害・防災情報などの緊急情報、イベント情報、子育て情報などを配信していて、これらをプッシュ通知で受け取ることができます。情報収集手段の一つとして、町公式LINEをご活用ください!登録には「LINE」アプリをインストールし、アカウントを取得してから、LINEアプリのホーム画面のお友達検索画面で「@misatotown」を検索し追加するほか、右の二次元コードを読み込んで追加してください。

アカウント名◆秋田県_美郷町（@misatotown）

子育てファミリー支援事業をご活用ください

第3子以降のこどもが生まれた世帯に対して、子育てサービス事業の利用に係る経費を助成します。

対象事業

次の事業などの利用(購入)に要する費用のうち、小学校就学前のこどもに係る費用

●一時預かり事業(幼稚園型除く)

保護者が急用や疾病などで、家庭でこどもの世話をすることができない場合に、一時的にそのこどもの保育を行う事業。

●予防接種や知育玩具の購入など

インフルエンザ、おたふくかぜワクチン等の任意予防接種費用。知育玩具、絵本、おむつ、粉ミルク等の購入や子育てタクシーの利用など、子育て支援に資するものに係る費用。

※詳しくはチラシをご覧ください。チラシは町こども子育て課で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

助成金額◆1世帯15,000円まで

対象者◆次の要件をすべて満たす方

①美郷町に住民登録していること

②平成30年4月2日以降に第3子以降のこどもが生まれ、そのこどもを含む3人以上のこどもを養育していること

③小学校就学前のこどもを養育していること

対象期間◆令和6年4月から令和7年3月末まで

※今年度新たに対象となった方は、要件を満たした日(第3子以降の出生日)から令和7年3月末までです。

申請期限◆令和7年3月31日(月) 必着

申請方法◆対象事業を利用(購入)後、次の書類等を町こども子育て課へ提出してください。

①申請書　②領収書やレシートの原本(対象事業の利用日・利用金額・利用内容などがわかるもの)　③通帳の写し(金融機関・支店・口座番号・口座名義人が確認できるもの)　④住民票謄本または戸籍謄本(こどもとの親子関係が確認できるもの)　⑤委任状(申請者と口座名義人が異なる場合)　⑥印鑑

※①・⑤の様式は、町こども子育て課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申・問　町こども子育て課　子育て支援班　☎0187(84)4904

11月はDV防止推進月間です

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人など親しい関係にある人から振るわれる暴力であり、重大な人権侵害です。DVは、身体的暴力のほか精神的、経済的または性的など、あらゆる形の暴力も含まれます。そのような暴力を受け、どうしたらいいかわからなくなったときは、一人で悩まずに右記へご相談ください。

■相談窓口

●DV相談ナビダイヤル　☎#8008(はれれば)

※最寄りの相談窓口を案内します。

●県民安全相談センター

☎018(864)9110(#9110:短縮ダイヤル)

●秋田県女性相談支援センター

・女性ダイヤル相談　☎018(835)9052

・DVホットライン　☎0120(783)251

●秋田県南福祉事務所　☎0182(32)3294

●町福祉保健課福祉班　☎0187(84)4907

日本赤十字活動資金へのご協力ありがとうございました

今年度も赤十字活動資金にたくさんのご協力をいただき、ありがとうございました。今年度の実績は次のとおりですので報告します。

活動資金は国内外の災害救護や国際救援活動など、さまざまな赤十字事業の推進に活用しています。今後とも、日本赤十字社の活動にご理解とご協力をお願いします。

■令和6年度実績額

合計活動資金額		**4,494,000円**
内訳	会費	4,493,000円
	寄付金	1,000円
協力いただいた人数		**4,593名**
内訳	千畑地区	1,775名
	六郷地区	1,160名
	仙南地区	1,658名

問　町福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907